多摩市ふるさと納税を活用した

資金調達支援事業補助金

【令和７年度】

**募集要項**

【注意事項】

* 本補助金は通常の補助金と異なり、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して資金を調達した額に応じて交付額が変動します。補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りませんので、当初の予定よりも多くの自己資金を投入して事業を行っていただく可能性があります。
* クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附開始後については、**必ず事業を実施していただきます。**

～本補助金の活用をお考えの方は、上記の注意点を御理解のうえ申請してください。～

内容

[１．補助の目的 2](#_Toc193206711)

[２．対象となる事業者 2](#_Toc193206712)

[３．対象となる事業 2](#_Toc193206713)

[４．事業期間 2](#_Toc193206714)

[５．対象となる経費 3](#_Toc193206715)

[６．補助額 3](#_Toc193206716)

[７．寄附金額が目標金額に達しない場合 4](#_Toc193206717)

[８．最低保証額について 4](#_Toc193206718)

[９．事前面談 4](#_Toc193206719)

[１０．申請手続き 5](#_Toc193206720)

[１１．寄附募集の実施 5](#_Toc193206721)

[１２．実績報告書の提出 5](#_Toc193206722)

[１３．補助金の交付 6](#_Toc193206723)

[１４．事業の内容変更 6](#_Toc193206724)

[１５．事業の中止又は廃止 6](#_Toc193206725)

[１６．補助金の返還 7](#_Toc193206726)

[１７．財産処分の制限 7](#_Toc193206727)

[１８．関係書類の整理等 7](#_Toc193206728)

[１９．その他 7](#_Toc193206729)

[２０．申請の流れ（概要図） 8](#_Toc193206730)

# １．補助の目的

市では、第６次多摩市総合計画において「つながり支え 認め合い　いきいきとかがやけるまち 」を将来都市像とし、多様な主体が互いに尊重・協力してまちづくりを推進しています。

「多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金」は、総合計画の理念に基づいて多摩市の産業振興及び地域課題の解決に資する事業を行う事業者を支援することを目的に実施するもので、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用して本市が寄附の受け入れ先となり、事業者の行う事業の経費の一部を補助する事業です。

# ２．対象となる事業者

次に掲げる要件を**全て**満たす者とします。

1. クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附募集の開始する時点において、市内に住所を有する個人事業主若しくは市内に事業所を有する法人であること。
2. 市町村税を滞納していないこと。
3. 法人にあっては多摩市暴力団排除条例（平成25年多摩市条例第14号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと又はその代表者、役員若しくは使用人その他の従業員が同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと、個人にあっては同号に規定する暴力団関係者でないこと。
4. 宗教上の組織又は団体でないこと。
5. 政治団体でないこと。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第２条第４項から第13項までに掲げる営業を行なうものでないこと。
7. 同一年度に、この補助金の交付を受けていないこと。
8. 補助金の交付の目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

# ３．対象となる事業

補助金の使途として社会通念上適当であると市長が認める事業で、多摩市の産業振興及び地域課題の解決に資する事業を対象とします。

# ４．事業期間

補助対象事業は、交付決定通知を受けた年度の３月末日までに完了するものとします。

なお、事業内容が複数年度に及ぶなど単年度で収まらない事業の場合は、補助金交付年度内に完了する事業内容を明確にすることで事業期間を提示してください。

# ５．対象となる経費

対象となる経費は、**補助金の交付決定日から**、その日の属する年度の３月末日までに支払われるものに限ります。

また、次の経費は補助の対象となりません。

1. 補助事業の実施に直接関わらない経常的な運営費
2. 補助事業の実施に直接関わらない飲食費
3. 領収書がない等、支出の根拠が確認できない経費
4. 国又は他の団体から補助金等の交付を受けている経費
5. 消費税及び租税公課
6. 社会通念上適切ではない経費

# ６．補助額

　　予算の範囲内において、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金の合計額から、ふるさと納税のポータルサイトの運営事業者等に支払う手数料等を除いた額を補助金として交付します。

　　なお、寄附募集にあたり、補助対象経費の2/3を上限として寄附目標額を市長が決定します。寄附募集開始後、寄附目標額に達した段階で寄附募集を終了します。（100円未満の端数がある場合は切り捨てとなります）

　　補助金額（例）※最低保証額については市が規定する事業が対象。詳細は次項に記載。



# ７．寄附金額が目標金額に達しない場合

**寄附金額が目標金額に達しない場合であっても、次のいずれかの方法で事業を実施しなければなりません。**

1. 目標金額に対する不足分を自己資金等により補填し、実施する方法
2. 集まった寄附金額に応じて、実施する事業の内容の規模等を変更し、実施する方法（※この場合、事業の変更となりますので下記「事業の内容変更」をご覧ください）

# ８．最低保証額について

【最低保証額有り】

市が規定する事業※については集まった寄附金額が寄附目標額の３割に満たない場合、不足分を市が補助します。

　　※市が規定する事業とは、以下に該当する事業かつ補助対象事業が期限を設けて実施する事業でないもの。事業計画書（様式２）への記載及び事前面談をもって、総合的に判断します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業 | 内容 |
| 創業 | 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条の規定による開業等の届出をし、又は法人を設立し、市内において新たに事業を開始することをいう。 |
| 新市場進出 | 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな市場に進出することをいう。 |
| 事業転換 | 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。 |
| 業種転換 | 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。 |

# ９．事前面談

補助金の申請の前に市の担当者及び創業・経営支援事業推進員による面談が必要です。

面談では事業内容の確認のほか、申請手続きのご案内をさせていただきます。

なお、面談は**事前予約制**ですので、経済観光課へお電話ください。

問合せ先：多摩市役所市民経済部経済観光課

電話：042-338-6867（平日8時30分～17時）

住所：〒206-8666　東京都多摩市関戸6-12-1　第二庁舎２階

# １０．申請手続き

補助金の交付を受けるためには、事前面談後に次の書類を経済観光課に提出してください。

窓口、郵送、メールいずれの方法でも申請が可能のほか、書類への押印不要です。

なお、書類到達順に審査を行い、**予算額に到達次第**、受付は終了となります。審査後、市より交付（不交付）決定通知を送付します。

1. 多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金交付申請書（第１号様式）
2. 事業計画書（第２号様式）
3. 収支計算書（第３号様式）
4. 誓約書兼同意書（第４号様式）
5. 定款及び履歴事項全部証明書の写し（直近３か月以内のもの。法人又は団体に限る。）
6. 直近１か年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
7. 開業届の写し（創業間もない個人事業主で、前号の確定申告書の写しが提出できない者に限る。）
8. 市町村税に滞納がないことを証明する書類（申請時点で多摩市において納税状況を確認できない者に限る。）
9. その他市長が必要と認める書類（事前面談時に確認）

# １１．寄附募集の実施

交付決定後、クラウドファンディング型ふるさと納税制度で寄附を募集するため、ポータルサイトに掲載する原稿等を作成する必要があります。市と協議を経て、ポータルサイトに掲載し、寄附の募集を開始します。

掲載開始から３か月程度を募集期間として予定しています。募集期間の途中であっても、寄附目標額を達成した時点で募集を終了し寄附金額を確定します。

# １２．実績報告書の提出

補助対象事業が終了した後、多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金実績報告書（第12号様式）を経済観光課まで提出してください。事業実施年度の**３月３１日まで**に提出してください。

市は、実績報告書の内容を確認の上、寄附金額等から交付額を確定し、多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金確定通知書（第13号様式）により通知します。

# １３．補助金の交付

補助金額の確定後、多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金請求書（第14号様式）を経済観光課へ提出してください。

　　原則として請求書を受理した日から30日以内に指定する金融機関の口座に振り込みます。

【概算払いについて】

補助金は、原則補助事業の完了後に交付します。

しかし、事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算払いにより交付することができますので、**事前面談の際に申し出てください。**

概算払いを利用する場合は、補助金の交付決定後、多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金概算払請求書（第14 号様式）を提出してください。

以降の手続きについては通常と変わりません。

【概算払いの時期と上限】

概算払いができる時期はクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した**寄附募集期間終了以降**になります。上限金額は、寄附金額の合計額から、サイト運営事業者に支払う手数料等を除いた額を上限とします。

# １４．事業の内容変更

事業の内容変更を行う場合は、多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金交付決定内容変更（中止・廃止）承認申請書（第9号様式）を速やかに経済観光課へ提出してください。ただし、軽微な変更については提出不要ですので事前に経済観光課へご相談ください。

# １５．事業の中止又は廃止

クラウドファンディング型ふるさと納税制度による寄附**開始前**であれば、事業の中止又は廃止の申請が可能です。多摩市ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金交付決定内容変更（中止・廃止）承認申請書（第9号様式）を速やかに経済観光課に提出してください。

**クラウドファンディング型ふるさと納税制度による寄附開始後は、必ず事業を実施していただきます。**

# １６．補助金の返還

申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又一部を取り消すことがあります。この時、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

1. 虚偽の申請、その他不正な行為により事業の認定を受けたとき。
2. その他この告示又はこれに基づく指示に違反したとき。

# １７．財産処分の制限

　　補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が**単価５０万円以上**の機械、器具その他の財産については、**５年**を経過するまでは、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはなりません。

なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を多摩市に納付していただきます。

# １８．関係書類の整理等

補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付の決定に係る会計年度終了後**５年間**保管しておかなければなりません。

# １９．その他

補助金について交付決定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。より多くの寄附金を募るため、事業の実施内容について、各自で対外的な情報発信を積極的に行ってください。

# ２０．申請の流れ（概要図）

